

第6章 再犯防止対策の実効性を高める要因に関する考察

本章では、第2章から第5章までの各種調査・分析結果等を踏まえ、今後の再犯防止対策の実効性を高める要因について、①立ち直り支援の実効性の向上、②地域社会の理解の増進という2つの視点から考察等を行う。

なお、本章においては、刑務所出所者等を「本人」と称する。

1 立ち直り支援の実効性を高める要因

(1) 動機付けの重要性

第2章における調査の結果、初入者や、再入者の中でも長期にわたって犯罪から離脱していた期間がある者は、犯罪からの離脱につながる要因を得ることによって、今後は再犯をしないという決意や自信を明確に持つことができるのに対し、再入者、特に短期間のうちに再犯を繰り返す者は、社会の中で再び犯罪をしてしまうことへの不安を抱きやすく、一方的な介入が作用しにくい可能性が示唆された。

もとより立ち直り支援の実効性を高めるためには、本人自ら立ち直ろうとする決意や自信を持つことが必要である。海外調査で見たのは、その決意や自信をどう持たせるかで試行錯誤する姿であった。米国では地域の関係者が、ニュージーランドでは矯正施設の職員が、それぞれ刑務所入所後の早い段階から動機付けを行っていた。その手法として、両国とも認知行動療法に基づく動機付け面接を採用していたが、今回調査した範囲では、それがどう有効に作用したかの詳細までを確認することができなかった。翻って我が国の現状を見ると保護司や篤志面接委員等の面接が動機付けにつながったという例も聞かれるところである。

これらを総合して考えると、現時点では信頼関係の構築が重要な要素であるということ以外、動機付けの実効性を高める具体的な要因について言及することは難しい。そのため、今後は、動機付け面接の実践事例やエビデンスを海外から収集することに加え、動機付けが有効に作用した国内の事例を掘り下げて分析することが必要になると思われる。

なお、本人が犯罪や非行から立ち直ろうとする決意や自信を持続可能な行動としていくには、地域社会における理解と協力が不可欠となる。この点については次項で触れる。

(2) ケースマネジメントの充実強化

第2章で示したとおり、犯罪からの離脱に大きな影響を与える理由・事情は人によって様々であり、時間の経過を経てそれが変わり得る可能性がある。そのため、処遇を開始する際に本人の問題性やニーズを的確に捉えるだけでなく、その後も処遇の効果や生活環境の調整状況を見ながら、軌道修正を図っていく必要がある。米国とニュージーランドでは、再犯防止対策の実効性を高める要因の一つとしてケースマネジメントの重要性を掲げている。ケースマネジメントというと、科学的なアセスメントツールの作成・普及というイメージが先行しがちであるが、両国の取組を見ると、アセスメントの結果や支援の経過を関係機関相互で共有し、議論をするプロセスも重視されている。例えば、米国では日常の電話連絡をこまめに行うといった工夫を、ニュージーランドでは矯正施設におけるケース会議に保護観察官が出席するといった工夫を行っている。特に社会内処遇において、保護観察官に期待される役割は大きい。日本の場合、今後、ケースマネジメントに係る方法の検討や研修の企画はもとより、コミュニケーションに要する十分な時間的余裕が取れる環境を整備していく必要があると考える。特に、情報通信技術の活用はその一助となることが期待され、海外の関係機関における事例は参考となるであろう。

(3) 関係者全員が主体的に取り組める環境の整備

昨今、日本において、政策目的を達成するために効果的な施策を科学的な根拠に基づいて意思決定する「エビデンスに基づく実践（Evidence-Based Practice）」に対する機運が高まりつつある。もとより欧米諸国においては既にこうした実践が定着しつつあり、第4章・第5章で、米国・ニュージーランドにおける実践例やその検証結果等を紹介したところである。他方で、現地調査を通じて、両国ともに取組の実効性を重視しつつ持続的に発展させていることが確認され、また、ニュージーランドの現場では、職員がやりがいをもって各種プログラムに取り組んでいるという姿を目の当たりにした。

こうした海外の取組から得られる視座として、立ち直り支援の実効性を高める上で、関係者全員が主体的に取り組めるような環境整備が必要になることがある。ニュージーランドの「短期動機付けプログラム」のような、各職員の処遇に取り入れやすく、かつ専門の知見に基づいて作成された処遇技法を整備することで、各職員の主体性や処遇の実効性を底上げすることが可能になると考える。

ちなみに、米国では、再犯の減少に向けて、組織風土を変えるための取組も積極的に実施し

ている。連邦リエントリーリソースセンターが2018年7月に公表したレポート「矯正・保護機関の文化を強くする～矯正・保護機関のリーダーが職員をサポートして再犯を減らす8つの方法～（Strengthening correctional culture : Eight ways corrections leaders can support their staff to reduce recidivism）」^(※1)では、組織風土を変えるには相当な時間がかかるため、前向きな変化を見逃さないよう配慮し、すぐに褒めることが重要との報告を出している。

2 地域社会の理解を増進する要因

（1）地域社会における立ち直りのイメージの共有

今や再犯率は再犯の実態を示す指標として多くの国で採用されつつある。米国では、刑務所を出所した約4割の者が出所後1年以内に再逮捕に至っている。この数字だけを見ると悲観的な印象を受けるが、他方で、同国は、約2割弱の者が出所後9年経過しても1度も逮捕されていないという事実に着目している。その趣旨は、長期間にわたる成功例に着目することで、リエントリーの取組の実効性を高める手掛けりを見つけることがある。また、同国は、普及啓発活動において、本人の成功体験を地域社会と共有するという方法を積極的に採用している。その象徴となる取組が第4章で触れた「フェイス・トゥ・フェイス・イニシアチブ」である。実際に本人の口から語られる経験は心を動かす説得力があり、日本においても、地域社会の理解を深める上で有用な手段になると考へる。

立ち直りに成功した者の成功体験を集めることは容易ではないが、日本には、保護司を始めとする「地域社会で立ち直りを支え続けてきた関係者」の存在がある。こうした関係者の経験を社会と共有していくことは、地域社会の理解を増進させることはもとより、立ち直り支援の実効性を高めていくことにもつながる。例えば、本人を雇用した協力雇用主の経験は、第2章で触れた「仕事へのやりがい」という本人の意識を紐解き、就労支援の実効性を高める上での手掛けりとなろう。

（2）普及啓発活動の加速化に向けた研究の推進

国民の社会課題に対する意識や理解を増進する上で、普及啓発活動は重要な役割を担う。日本においては、再犯防止推進法第6条で、毎年7月を「再犯防止啓発月間」と規定し、国民の間に広く再犯防止についての関心と理解を深めるための事業の実施に努めることとされてい

(※1) https://csgjusticecenter.org/wp-content/uploads/2018/07/July_2018_strengthening-correctional-culture.pdf

る。また、同月は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための全国的な運動で、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の強調月間でもあり、全国各地で街頭パレードや啓発イベント等が実施されている。これらが契機となって、新たな連携の創出につながった例も少なくない。その一方、普及啓発活動全般に言える課題として、成果を統一的な数値として示しにくい。今後は、翻訳的犯罪学の視点を持って、研究者が地域の政策立案者や実践者との交流を深め、成功事例の掘り下げや地域住民の理解等に影響する社会的・文化的な要因等を分析していくことが望まれる。

(3) つながりを生み出す言葉～再犯防止対策の社会経済政策的側面～

米国における再犯防止対策は、治安対策であり、社会経済政策でもある。刑事司法と地域の関係機関との連携が前提となるが、コミュニケーションを図る上で重要なのは、お互いに分かれ合える言葉を用いることである。しかしながら、地方公共団体や民間事業者にとって刑事司法の言葉は馴染みが薄いものであり、それを強要すれば連携そのものに悪影響を及ぼしかねない。そのため相手の立場に立ったコミュニケーションを進めていくことが必要となる。

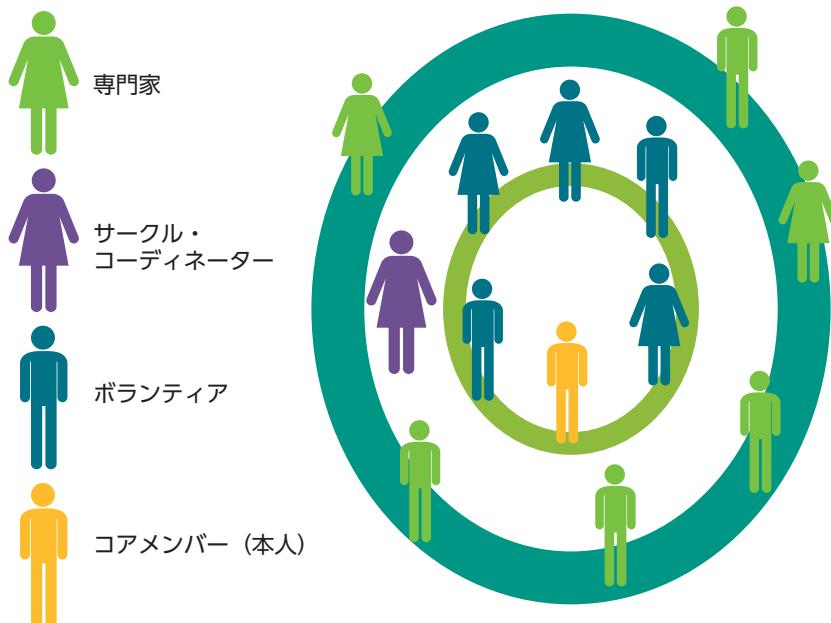
その言葉を生み出す一つの手段として、経済学的な手法により再犯防止対策が地域社会に与える影響を貨幣価値で示す「コスト・ベネフィット分析」を導入することも検討の余地があると考える。その理由は、地方公共団体や民間事業者に対して、再犯が減ることによる市民生活や事業活動の影響を具体的に説明できないと、関係機関等のモチベーションの向上や実質的な活動につながりにくいからである。また、貨幣価値で算出することにより、本人の地域社会への貢献度合を示すことにもつながる。近年、日本の保健・福祉分野等でも施策の効果を貨幣価値で算出しようとする動きが認められるところであり、犯罪者処遇の領域においても、就労支援等はこうした経済学的な分析手法に馴染むものと考えられる。

(4) つながりを生み出す人材～地域におけるコーディネーターの存在～

第4章・第5章では、再犯防止対策の一翼を担う人材として「コーディネーター」の存在があることを指摘した。**6-1-1図**は、第4章第1節で紹介したCoSAのイメージ図、**6-1-2図**は、CoSAのロジックモデルの例である。CoSAは、立ち直り支援に地域のボランティアが関わることで、支援の実効性の向上と地域社会の理解の増進という複合的な効果の創出を意図している。その中で「サークルコーディネーター」は、専門家と協働して、ボランティアを組織・育成し、本人の社会参加を支えるコミュニティづくりを行い、プロジェクト推進における要となっている。

6-1-1図

CoSA のイメージ図

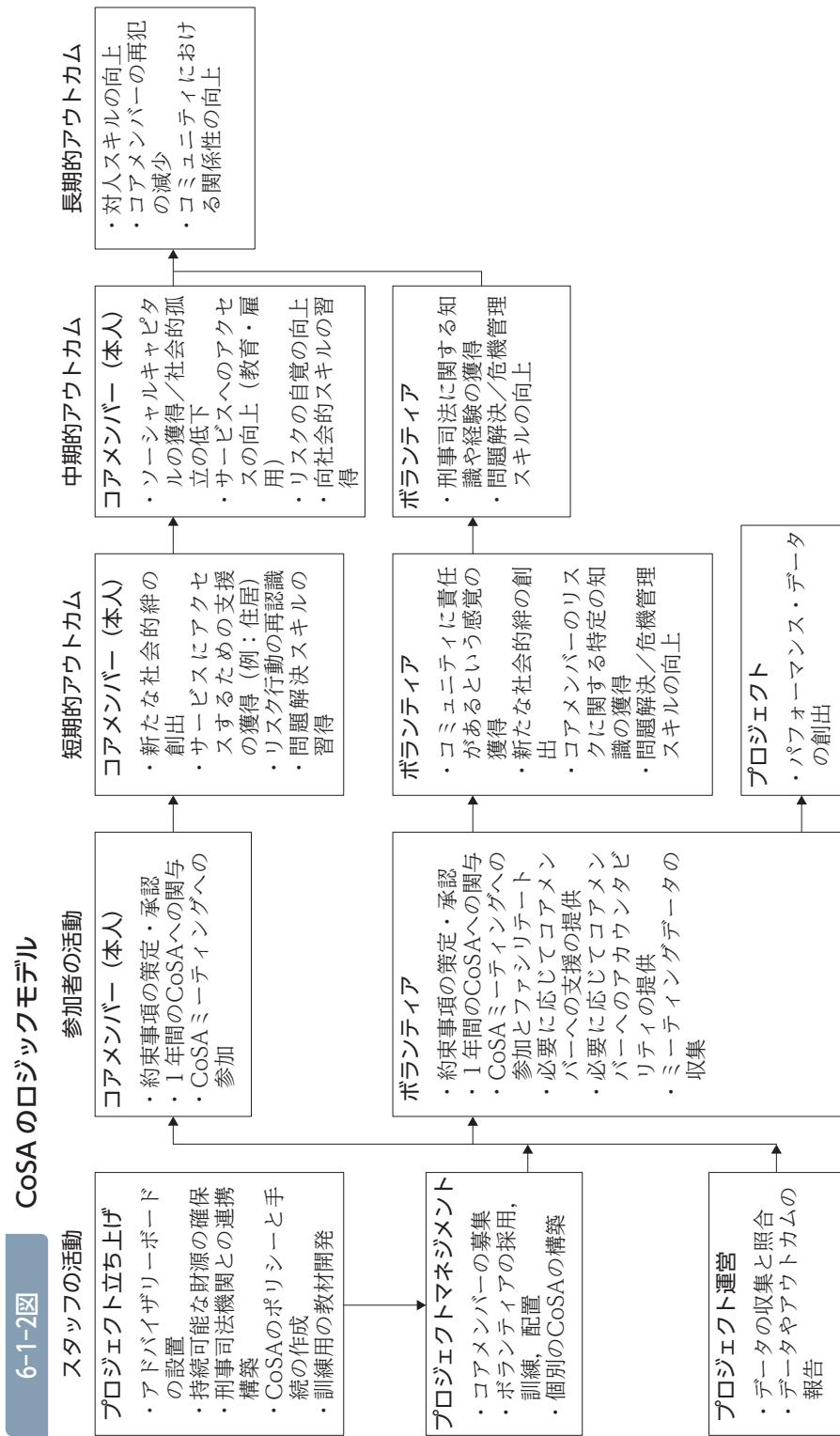


出典：連邦リエントリーリソースセンター(※2)

他方、日本では、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、教誨師、篤志面接委員といった立ち直りを支える協力者がいる。また、ダルクやナルコティクス・アノニマス(Narcotics Anonymous)といった自助組織、医療や福祉等に関わる専門職、各地域にある様々な相談支援機関や施設等はそれぞれの強みを活かし、立ち直りを支えている。こうした協力者の活動促進と連携強化を図り、本人の立ち直りを多面的・重層的に支えるコミュニティとして機能させていくことで、CoSA のような複合的な効果の創出が期待できる。そのためにもまずコーディネーターの役割を担う人材を確保することが不可欠であると考える。

しかしながら、海外の実践を見るとコーディネーターを取り巻く厳しい現実も垣間見える。米国では職員の離職問題が顕在化しており、地域社会で立ち直り支援を継続していく課題として財源不足が挙げられている。ニュージーランドの場合は、矯正庁の職員としてコーディネーターを雇用しセラピストとほぼ同等の給与を支給しているが、職員構成からしてその後のキャリアパスは不透明な状況であるようだ。両国ともに立ち直り支援の現場は相当な負担を強いられている現状がうかがえる。息の長い支援を実現するためには、特に地域社会における財源の問題を解決することが不可欠であるが、この問題は一行政機関で解決できるものではなく、社会全体で考えていく必要があろう。

(※2) <https://csgjusticecenter.org/nrrc/circles-of-support-and-accountability/>



出典：Ian A. Elliott, Gary Zajac, Courtney A. Meyer, (2013) Evaluability Assessments of the Circles of Support and Accountability (CoSA) Model, Cross-Site Report, P23

(5) 地域の協力者向けの研修（クロストレーニング）の実施

(4) とも関連するが、地域の協力者向けの研修（クロストレーニング）の機会を設けることも必要と考える。その際、立ち直り支援が、単に本人の生活を再建・安定させるための支援に止まらず、本人が「仕事へのやりがい」や「仕事以外に熱中できるものや趣味」などを持つよう、本人自身が主体的に社会と関わっていける能力を引き出していくものであることを強調することが何より重要である。当研究部で発刊する犯罪白書が犯罪情勢や刑事司法の制度を概観できる教材として活用できるほか、本報告書第2章の意識調査の結果は、前述の立ち直り支援の意義やねらいを理解する上で有用な教材となろう。また、6-1-2図のようなロジックモデルを作成することも、関係者間の意識を共有する上での有用なツールとなろう。

3 終わりに～再犯防止に関する国際連携の一層の推進～

各国の再犯防止対策に係る関心は高まりつつある。その調査研究や処遇技術も日々進歩しており、NIJにおいては、英国、韓国等の研究所とパートナーシップを構築し、定期的に情報交換や相互研鑽の機会を設けている。その背景には、海外の取組を積極的に取り入れようとする姿勢がある。他方、日本においては、海外の情報、特に統計分析や処遇技術に関連する情報を十分に収集・参照できる環境にあるとは言い難い。今回の実地調査も各執筆者がメールや電話により一から関係性の構築を図った。

本研究の最大の成果は、NIJを始めとする海外の研究機関等と顔の見える関係が構築され、再犯防止に関する共同研究への発展可能性を確認できたことであった。当研究部においては、この「再犯防止対策等に関する研究」について、本報告書の発刊をもって終わるのではなく、第2章の意識調査の結果等を英訳し、海外に向けて発信していくとともに、我が国における立ち直り支援の充実・強化に向けて、本報告書で触れた翻訳的犯罪学の考え方を踏まえ、CoSAのように地域住民（ボランティア）が多面的・重層的に関わる処遇プログラムの有用性やその実現のために必要な要因、また、コスト・ベネフィット分析を始めとする再犯防止対策の地域社会への影響を評価する分析手法等について、NIJ等と連携して研究を進めていく予定としている。

また、これをさらに大きな成果へと繋げていくためには、国を超えた共同研究を着実に積み重ねていくことに加え、将来的には各国の研究者等で構成されるプラットフォームの設置が望まれるところである。2020年には京都で第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）が開催される。本研究の内容は、その全体テーマやワークショップの内容にも深く関連してい

る。今回の実地調査で構築されたネットワークを活用しつつ、当研究部の国際連携機能を一層充実させ、再犯防止の研究に携わる各国の研究者の交流を促していきたい。

参考文献

- Ian A. Elliott, Gary Zajac, Courtney A. Meyer (2013). Evaluability Assessments of the Circles of Support and Accountability (COSA) Model, Cross-Site Report.
- Department of Corrections (2014). Practice-The New Zealand Corrections Journal-VOLUME 2, ISSUE 2: AUGUST 2014.

法務総合研究所研究部報告 59

平成 31 年 3 月 印 刷

平成 31 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1

編集兼 発行人 法務総合研究所

印刷所 株式会社太平印刷社
